

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 阿久根由美子
日 時	平成23年12月28日(水曜日)		開 議 午後 1 時 30 分
			閉 議 午後 1 時 58 分
出席委員	◎西村 ○田中 並河 中村 齋藤 日高 堤 木曾 石野		
執行機関出席者			
事務局出席者	今西局長 藤村次長 阿久根係長		
傍聴者	市民0名	報道関係者0名	議員1名(酒井)

会 議 の 概 要

13 : 30

1 開議

〔西村委員長 開議〕

＜西村委員長＞

本日議長とともに市長に面会し、公契約条例と暴力団排除条例制定の請願結果を手渡した。公契約条例は執行機関で、暴力団排除条例は議会取り組むことを確認した。教育環境の要望書は12月21日に副委員長とともに市長と教育長に手渡している。

〔事務局次長 会議日程説明、資料確認〕

＜西村委員長＞

条例案は木曾議員から提供された、説明願う。

＜木曾委員＞

6月ごろ警察から、市に条例制定を依頼しているが進まない、議会で取り組んでもらえないかとの連絡があった。市に確認すると、犯罪被害者救済条例のこともあり事務が膨大となる、議会で取り組んでもらえないかとのことであり、暴力団追放協議会と篠町自治会で請願をされた。篠町自治会は暴力団事務所の開所のことで困っておられた。条例案は警察が作成、総務課も目を通して。今後委員会での審査のたたき台にすればよいと思っている。

2 基本方針について

＜西村委員長＞

条例立案にあたっての基本方針であるが、暴力団の不当な影響を排除し市民の安全安心を確保することがまずは目的かと思う。加えて議会で制定する意義を確認できればと思うがどうか。

<木曾委員>

いま青少年の軽犯罪が増えている。暴力団が青少年を構成員にしようしていると警察から聞いている。経済状況の厳しいなか、より横行している。青少年健全育成の面からも必要な条例である。

手順はパブリックコメント募集、参考人招致により調査する必要がある。行政が立案するのではなく市民理解の必要性から議会の提案が有効であると考えている。

<西村委員長>

青少年健全育成及び市民の代表として市民生活を守る立場の議会から提案することを確認する。(了)

<木曾委員>

条例案のなかに入っているが、市発注工事のトラブルも多い、暴力団の介在もある。条例に盛り込むべきと警察から聞いている。

<事務局次長>

市は暴力団排除関係で公共工事からの暴力団排除措置要綱、市営住宅管理条例を運用しているがそれ以上のものはない。請願審査のときには暴力追放都市宣言をした市として重要であることも確認いただいている。

3 今後の進め方について

<西村委員長>

〔今後のスケジュール案説明〕

審査に入るまえに現状や考え方を聞くため、参考人に警察を招致してはどうか。

市民意見を聞くためパブリックコメントを募集するなら1月にかかる、3月定例会での提案は難しくなりそうである。

<中村委員>

調べたところ制定した市ではパブリックコメント募集をしていた。手順を踏むことは大切、6月定例会での提案になってもよいのでは。

<木曾委員>

パブリックコメント募集はすればよいと思う。この条例は人権の面にも踏み込む可能性があり、法律の専門家又は人権擁護委員の意見聴取も必要である。

<西村委員長>

早期に警察から参考人として意見を聞き、審査を進めるなかで人権擁護委員の意見も聞くことにする、あわせてパブリックコメント募集を行う。3月定例会での提案に拘らず手順を踏み提案をしていく。

<木曾委員>

制定の目標はもっておくべき。

<委員長>

6月定例会での提案を目途にする。(了)

4 その他

〔次回委員会日程 1月18日10時から〕

<田中副委員長>

警察を参考人として意見聴取するのは、現状や条例の意義を確認するうえで調査に入る前がよいと思う。次回の委員会でできるよう調整を。一定条例案を作ったうえで人権擁護の観点からチェックをするのがスムーズにいくと思う。

<事務局次長>

参考人招致の委員会議決を願う。

<西村委員長>

警察を参考人とすることに異議はないか。

〔異議なし 参考人決定〕

散会～13:58